

「發地家正の墓碑」について

整理番号 川越〇五	題額 發正院莊學長嚴居士 師達院貞顔妙操大姉	題額揮毫 田中三興	碑記撰文 戸井田廣	碑記揮毫 田中三興
--------------	------------------------------	--------------	--------------	--------------

鐫刻 —	撰文建碑年 一八六四・元治元	住所 笠幡	場所 延命寺	備考
---------	-------------------	----------	-----------	----

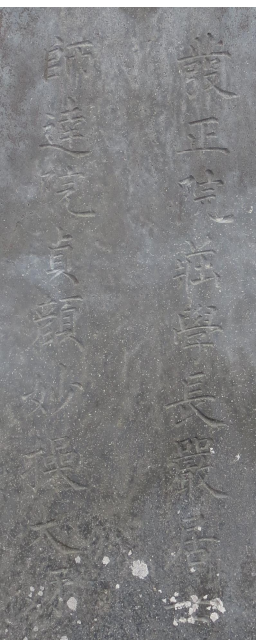
一. はじめに

本墓碑は、笠幡の名家発智家第二十四代当主家正が、その生前に自らと妻のものとして建てたものである。

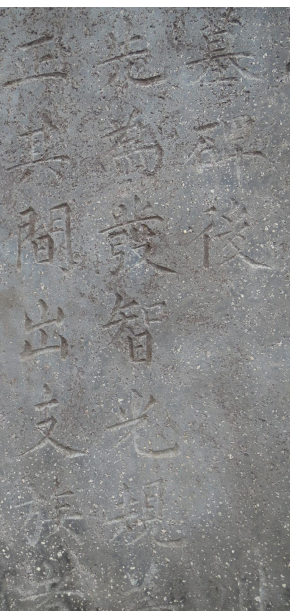
○写真1 墓碑正面



○写真2 題額



○写真3 「碑記」部分



二. 翻刻並に詠注

■翻刻

◎題額

(正面)

發正院莊學長嚴居士
師達院貞顏妙操大姉

◎碑記

(右側面)

記發智家正墓碑後

川越戸井田廣撰

發智氏者其先為發智光規為武州笠幡村草創而累代世為里生其間出支族者五分田及十五町其舊族而且富可知也嘉永七年家正承家督此年為用達尋為町年寄格被許苗字帶刀賜俸九口及桐章之服巴章之上下安政二年被許永苗字賜桐巴章之盃以其服勤也文久元年々歉散粟以賑窮民三年□公有上□洛之事獻金若干此年為祖父規

(背面)

正米字賀獻壽餅與五明皆有特賞人以榮焉元治元年家正年四十豫擇己及妻諡號建墓碑於先塋中其意以為貧者常多富者常少一朝致富而子孫或不繼噫吾何幸家有餘財而宗族蕃庶女既嫁男約婚雖因祖宗積德之報亦吾好施敬神佛之功不可謂無也諺云人生五十吾餘年幾何乎生浴鴻恩死朽是碑下志願既旦又何求焉於是囑廣紀其事廣曰家正其何如人斷其所餘續人不足榮其榮憶
(左側面)
其終與彼富而增吝驕而不知歸者不可同年而語也老子云知足不辱家正其庶哉

河嶋田中三興書

孝子發地嘉藤治光慶

*異体字等

○敬 發。 ○舊 舊。 ○督 督。 ○號 號。 ○致 致。 ○男 男。
○雖 雖。 ○功 功。 ○足 足。

■ 訳注

● 本文（いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した）

◎ 題額

發正院莊學長嚴居士
師達院貞顔妙操大姉

◎ 碑記

記發智家正墓碑後

川越戸井田廣撰

發智氏者、其先爲發智光規。

爲武州笠幡村草創而累代世爲里生、其間出支族者五、分田及十五町。

其舊族而且富可知也。

嘉永七年、家正承家督。

此年爲用達、尋爲町年寄格、被許苗字帶刀、賜俸九口及桐章之服巴章之上下。

安政二年、被許永苗字賜桐巴章之盃。

以其服勤也。

文久元年、年歉散粟以賑窮民。

三年、公有上洛之事、獻金若干。

此年爲祖父規正米字賀獻壽餅與五明皆有特賞人以榮焉。

元治元年、家正年四十、豫擇己及妻諡號、建墓碑於先塋中、

其意以爲、

貧者常多、富者常少。

一朝致富而子孫或不繼。

噫、吾何幸、家有餘財而宗族蕃庶、女既嫁男約婚。

雖因祖宗積德之報、亦吾好施敬神佛之功、不可謂無也。

諺云、人生五十。吾餘年幾何乎。生浴鴻恩、死朽是碑下。志願既足。又何求焉。

於是囑廣紀其事。

廣曰、家正其何如人。

斷其所餘、續人不足榮其榮。

憶、其終與彼富而增吝驕、而不知歸者、不可同年而語也。

老子云、知足不辱。

家正、其庶哉。

河嶋田中三興書。

孝子發地嘉藤治光慶。

● 訓記

◎ 碑記

發智家正の墓碑の後に記す。

川越の戸井田廣撰す。

發智氏は、其の先は發智光規たり。

武州笠幡村の草創をなして、累代世々里生たり。

其の間支族を出だすこと五、田を分かつこと十五町に及ぶ。

其の舊族にして且つ富めること知るべし。

嘉永七年、家正家督を承く。

此の年用達となり、尋いで町年寄格となり、苗字帶刀を許され、俸九口及び桐章の服巴章の上下を賜る。

安政二年、永の苗字を許され、桐巴章の盃を賜る。

其の服勤を以てなり。

文久元年、年り歉にして、粟を散じて以て窮民を賑ふ。

三年、公に上洛の事あり、金若干を獻ず。

此の年、祖父規正米字の賀たりて、壽餅と五明とを獻ず。

皆な人を特賞するに榮を以てする有るなり。

元治元年、家正年四十、豫め己及び妻の諡號を擇び、墓碑を先塋の中に建つ。

其の意は、以爲らく、

貧しき者は常に多く、富める者は常に少し。

一朝富を致して子孫或ひは繼がず。

噫、吾れ何の幸ありて、家に餘財有りて宗族蕃庶し、女既に嫁し、男は婚を約すか。

祖宗積徳の報に因ると雖も、亦た吾れの施しを好み、神佛を敬ふの功、無しと謂ふべからざるなり。

諺に云ふ、「人生五十」と。

吾が餘年幾何ぞ。生きては鴻恩を浴し、死しては是の碑の下に朽つるのみ。

志願は既に足れり。又た何をか求めんや、と。

是において廣に囑して其の事を紀せしむ。

廣曰く、家正は其れ何如なる人ぞ。其の餘る所を斷ちて、人の足らざるを續ぎ、其の榮を榮とす。

憶ふに、其れ終に彼の富みて吝驕を増して歸するを知らざる者とは、年を同じくして語るべからざるなり。

老子云ふ、「足るを知れば辱しめられず」と。

家正、其れ庶きか。

河嶋田中三興書す。

孝子發地嘉藤治光慶

●人物

○戸井田廣 文化九（一八一二）年から明治二十五（一八八八）年。諱は広業だが、ここでは中国風に、漢字一文字の廣と書している。通称は真太郎、号の戸井田研斎で知られる。越後高田藩士の長男として生まれたが、学問を志して江戸へ出て井部香山に師事。学成つたのち、弘化元（一八四四）年に川越藩大和松平家に儒官として召し抱えられる。藩校に出校するかたわら藩主やその子弟の教授にもあたった。慶応三（一八六七）年、松平氏が前橋に移封になると、武州松山陣屋の教官となり、武蔵に留まる。明治二年に前橋に移り

住み、いったん東京へ出たこともあったが、晩年は前橋で閑居した。

○田中三興 文政三（一八二〇）年から明治十六（一八八三）年。比企郡三保ヶ谷宿（現川島町中央部）の人。山左衛門と称し、のち次平と改めた。号は質庵で、三興は字。家は代々名主をつとめ、祖父次郎右衛門は治水に功績があった。三興は若くして江戸へ出て市川米庵の塾生を三年間つとめ、家に帰って私塾を開いた。弘化三（一八四六）年には、中山村（現川島町）が大洪水に襲われたのを受けて、郡奉行安井政章による川島大囲堤築堤事業が挙行されるが、田中はこれに力があり、賞された。明治維新後は教育の重要性を説き、明治三年には河島書堂を開設して子弟の教育にあたる。同十二年の埼玉県議会開設にあたっては県会議員となった（十三年まで）。

●注

○草創 草分け。はじめて開墾すること。

○町 面積の単位。約一畝。

○舊族 昔からの古い家筋。

○嘉永七年 西暦一八五四年。

○用達 大名家などに出入りしてものを納める商人。ここは実際に物品を納入する商人ではなく、殿様の御殿に出入りすることのできる資格を与えられたのであろう。実際に入りまする訳ではなく、その資格を得ることがステータスであった。

○町年寄格 町年寄は、江戸や大坂の町役人で、名主を統括した。ここでは川越藩において庄官達を統括する役職だろうが、「格」とあれば、それにならぶ名誉職ということだろう。

○俸九口 俸は扶持米。お上から臣下に下される俸禄、給与。九人を養える扶持米。

○桐 川越藩主松平大和守家の定紋は、「中陰五三桐」。

○章 標識。ここでは紋所だろう。

○巴 松平大和守家の副紋は、「三巴」。

○上下 袴、かみしも。肩衣と袴の組み合わせで、武士の礼服。ここでは藩主の紋所をあしらった武士の礼服を下賜されている。これはとても名誉なことだった。

○安政二年 西暦一八五五年。

○服勤 服務に従事することが勤労である。「礼記」壇弓上に「事親、……服勤致死（親に仕えるには、……親の死に到るまでお仕えることに勤労であり続ける）」とある。

○文久元年 西暦一八六一年。

○年 みのり。

○歉 不作。歉歳で、不作の年、凶年。

○三年 文久三年、西暦一八六三年。

○公 おかみ、殿様。川越侯で、当時は松平直克。

○上洛 京都に登ること。この年の十月、松平直克は、政事総裁職に就任している。政総裁職は、幕末に新設された要職で、將軍後見職・守護職とならび、親藩大名の政治参加の機会として設けられた。実際には文久二（一八六二）年七月に福井藩主松平慶永が初代に就任。翌三年三月罷免されると、十月に直克が二代目として就任。元治元（一八六四）年六月に直克が辞職すると、その後この職に就いたものはいなかった。ここでいう上洛は、この政事総裁職就任に関わるものであろう。

- 壽餅 熟語はないが、お祝いの餅だろう。
- 五明 扇の異称。
- 皆 ともに。「餅と扇子」と解した。
- 賞 多くは恩賞の意味だが、ここでは褒め称えるの意味と取った。
- 諡號 おくりな。日本風仏教風に言えば戒名。
- 一朝 一旦、わずかの間に。「莊子」逍遙遊篇に「我世世以并游統、不過數金。今一朝而鬻技百金（我が家は、代々、統を并遊することを生業としてきたが、もうけはわずか数金であった。それがたった一回（あかぎれ対策の膏葉を作る）技法を売っただけで百金が入るのだ）」とある。
- 蕃庶 多い、おびたらしい。繁殖する。「周易」晋卦に「康侯用錫馬、蕃庶、昼日三接（康侯は王から馬を賜り、それを繁殖させようとして一日に三度も交尾させた）」とある。
- 諺云、人生五十 ここでは引用元を「諺」としており、漢籍等からの引用ではなく、卑俗な和文を踏まえているとの認識がある。「信長公記」に、桶狭間の戦い前夜、信長が幸若舞の「敦盛」を舞ったといい、熊谷直実が世をはかなんで述べたという「人間五十年、下天のうちを比ぶれば、夢幻の如くなり」の一節を唱えたというのが有名。
- 餘年 余命、残っている寿命。
- 鴻恩 大きな恵み。具体的には神々からの恩恵か。
- 志願 こころざし願うところ。
- 榮其榮 動詞の榮を盛んにすると解し、「其榮」を家正の榮譽と解した。
- 吝驕 「論語」泰伯篇に「如有周公之才之美、使驕且吝、其餘不足觀也矣（たとえ周公〔周武王の弟で、周王朝の実質的な建国者。孔子が理想とした〕ほどの立派な才能があつたとしても、傲慢で物惜しみするようならば、その他どんなに優れたところがあつても目を留める値打ちもない）」とある。
- 歸 帰着するところ、最終的に落ち着くところ。
- 同年 同じときに、一緒に、ともに。「史記」秦始皇本紀「太史公曰」に引く「賈生言（賈誼「過秦論」）に「試使山東之國與陳涉、度長絜大、比權量力、則不可同年而語矣（試みに、戦国諸侯と陳涉らとを、それぞれの長大をはかり權勢を比べてみれば、一緒にして語ることができないほどの隔たりがある）」とある。
- 老子 「老子」第四十四章に「知足不辱（満足することが分かっているれば、辱めを受けることはない）」とある。

●口語訳（章立てと小見出しは訳者が便宜的につけた）

【記事一】

発智家正の墓碑の後に記す。

川越の戸井田廣が撰述した。

【発智氏の家系】

発智氏の開祖は発智光規である。

武州笠幡村の草分けで、その後、代を重ねて世々村長であった。

この間分家が五家で、田畑を分与すること十五町に及んだ。

これらから、発智家が昔からの古い家筋であり、かつ富裕であることが分かるだろう。

【家正の勤勞ぶりと川越藩からの恩賞】

嘉永七年、家正は家督を継いだ。

この年用達となる。さらにまもなく町年寄格となり、苗字帯刀を許され、俸九口と、松平家の定紋である桐の紋が入った袴と、副紋である巴の紋が入った上下を賜った。

安政二年、永の苗字を許され、松平家の家紋である桐と巴の紋入りの盃を賜った。

それらの恩賞は、彼の服務へのはたらきが勤労だったことによりもたらされたものである。

【賑窮策】

文久元年、実りが悪く不作だったので、私財の穀物を放出して窮民に経済的支援をした。

【川越藩への資金援助】

文久三年、川越侯が上洛する事情があった。

家正は、金若干を献上した。

【祖父規正の顕彰】

この年文久三年は、祖父規正の米寿にあたり、その祝賀の式を行った。

そこではお祝いの餅と扇子を献上した。これらはどちらも栄誉によって人を特別に褒め称えるというはたらきがあるものである。

【あらかじめ墓碑を建てる企て】

元治元年、家正年四十のとき、生前に己と妻の戒名をつけ、自分たちの墓碑を先祖達の墓域の中に建てた。

その意図は次のようであった。

「貧窮の者が多く、富裕な者が少ないのは世の常である。

一時富を持ったとしても、子孫がそれを継続できないかもしれない。

ああ、わたしはどんな幸福にめぐまれて、家には財産の余裕があり、一族は増えて繁栄し、娘はみな嫁にやることができ、次男以下の息子もすべて入り婿の約束ができていのだろうか。

こうした幸せは、ご先祖方が善行を重ね徳を積まれてきたことのおかげであるのはもちろんだが、わたしが貧窮者への施しをよく行い、神仏を敬ってきたことの功績も無いとは言えないだろう。

言い伝えにも「人の一生は五十年」と言う。

私の余命はどれほどだろうか。生きてきた間は大いなる恩寵に浴して幸せな生を送ったので、死んだ後はこの墓碑の下で朽ち果てるのみだ。

わたしの願うことはすべて実現し満足である。これ以上何を求めようというのか、いや何も求めるものはない。」と

かくして、わたくし戸井田廣に文章に書いてこれらのことを記録することを委嘱してきたのだった。

【戸井田の評価】

わたくし廣が考えるに、

家正君はどういう人か。自分の余裕のあることを拠出して、他の人の足りないところを補う。そうしてその栄誉を盛んにしている。

思うに、あの富裕でありながら、物惜しみや驕慢さを増長させて、帰着すべき正しいところが分かっていないような輩とは、ともに語り論じ合うことなどはしないのだ。

老子も言っている「満足することを理解していれば、辱められることはない」と。

家正君こそ、この境地に近いものだろう。

【記事二】

河嶋の田中三興が書した。

孝子の発地嘉藤治光慶が建てた。

三．資料

(一)「新編武蔵風土記稿」(文政十三(一八三〇)年)巻一八二 高麗郡之七

◎笠幡村・寺院

○延命寺

「幡靈山法護院と號す、天台宗、川越中院の末なり、本尊地藏を安ず、開山元二貞治五年九月寂す、中興開山は南光坊大海僧正にて、その後法孫豪海をして住持せしむ。天和三年三月十三日化す、この寺往古禪宗なりしが、慈眼天海と宗論のことありて、改宗せしといひ傳ふ、寺中に觀應應永の古碑存せり」

(二)「武蔵国郡村誌」(明治十五(一八八二)年)

◎笠幡村・仏寺

○延命寺

「東西四十間南北三十五間面積千六百四十二坪村の中央にあり天台宗入間郡小仙波村中院の末派なり元徳中僧元仁開基創建す当時禪宗にて興學寺と稱せしが寛永中改宗して延命寺と改む」

四．主な参考資料

① 翻刻

・なし

② 論文など

・渡邊刀水「戸井田研齋」『埼玉史談』(二ノ四、一九三二)、『渡辺刀水集』四(青裳堂書店、一九八九)所収。

・鈴木誠一『川島郷土史』(川島村郷土研究会、一九五六)。

・重田正夫『川越藩 シリーズ藩物語』(現代書館、二〇一五)

③ 関連碑文

・「五福具備記」の碑(「川越〇一」)

・「発智孝正の墓碑」(「川越〇二」)

・「発智長義の墓碑」(「川越〇三」)

・「賑民圃記の碑」(「川越〇四」)

・入間高倉寺「永代常夜灯」(「入間〇一」)

*本稿作成にあたり発智金一郎氏より、資料と情報の提供を受けた。記して謝としたい。

以上

二〇二四年六月 薄井俊二訳す